

## つばさでの任意後見の取り組み

特定非営利活動法人 よこはま成年後見つばさでは、これから限定的ですが任意後見にも取り組んでいきますので、ここにその経緯を明らかにしておきます。

### 1. 任意後見（方針決議）

つばさでは、これまで法人としては法定後見だけで任意後見には取り組んで行きませんでした。その表向きの理由は、「法定後見だけで精一杯であり余裕がない」からでしたが、本心では任意後見契約を締結しても、多くの場合は任意後見監督人を選任せず任意後見契約を発効させずに、同時に締結する任意契約だけで運用しているという実態に疑問を感じていたからです。しかし、ここへきて法定後見で支援する事例の中で任意後見に取り組む必要性が出てきました。そこで年末の理事会で、こうした場合には例外的に任意後見にも取り組むとした方針を決議しています。

### 2. 任意後見（事例）

任意後見契約及び任意契約に基づく支援が必要な事例が2事例出てきました。その一つは、法人後見人として家族支援を行う中から出てきたものです。当該者は病気を患い、早急に見守りから、財産管理、死後事務までの支援を要請されています。

もう一つは、当該者は高齢のご両親（80歳代）と3人暮らしですが、心の病があります。この2年間、後見的支援で当該者及びご両親と良い関係性を築く努力をしてきました。親亡き後に備えても、見守りと相談・助言の必要性があり、ご両親はもとよりご本人からもようやくその意向が示されています。今、任意後見契約及び任意契約で一步関係性を高める準備をしています。

### 3. 任意後見（他団体の状況）

2020年1月23日（木）に開催されたかながわ NPO 法人後見連絡会に任意後見の取組状況と報酬設定を協議議題に提出しました。加盟する10団体の回答によると、任意後見に取り組んでいる団体は2団体だけでした。その報酬設定は、訪問月額5,000円とか法定後見の目安2万円を標準にしながらも、それぞれの事情に応じて低めに設定していることが分かりました。

任意後見人には、監督人が就くのでお金が掛かる。お金の無い人には使えないとの意見もありました。

### 4. 任意後見（報酬等）

2020年1月30日（木）のつばさの理事会では、委任者との契約に際し報酬をどの程度に設定するかとその担当者にはどの程度支払うかが議題になりました。

前者については、かながわ NPO 法人後見連絡会と同様に法定後見の目安より低めに設定していくことと契約ごとに理事会で決定することになりました。

後者については、議論が白熱しました。一つの考え方は法定後見の担当者と同等にすること、もう一つの考え方は契約に基づき得られる収入の範囲内とするものでした。

結論は、その中間のところを目安とすることにしました。

## 5. 任意後見（基礎データ）

任意後見については、これまで課題がいくつも指摘されてきました。まず、最近法務省が調査しまとめた基礎データが公表されています。

それによると、

- ① 任意後見契約の登記件数（閉鎖登記除く）  
12万0962件（R1.7.29時点） ※閉鎖登記件数は2万0458件
- ② ①のうち任意後見監督人選任の登記がされている件数  
3510件（R1.7.29時点）
- ③ 平成30年にされた任意後見契約の登記件数  
1万2599件
- ④ 平成30年にされた任意後見監督人選任の登記件数  
658件

つまり任意後見契約が締結されても、発効するのはその2.9%に過ぎないということです。これは任意後見契約と同時に結ぶことが多い任意契約で実際には用が足りていることを意味しています。

## 6. 任意後見（不祥事）

厚生労働省成年後見制度利用促進室に設置された専門家会議の中のワーキンググループでも不正防止対策が検討されています。2019年12月26日に行われた会議での議事録の中で次のような不祥事が紹介されています

「移行型の任意後見契約の運用の実態ということで、リーガルサポートにおいて、任意後見を確認していった中で、最初に出てくるのは平成16年ぐらいだと思いますけれども、会員の中から、1年半で400万円を超す報酬を受領している任意代理。任意代理というのは、通常の委任契約、当事者間だけの委任契約を申請しております。それによって、1年半で400万円を超す報酬を受領する事件がありました。これに関しましては、受任者が司法書士であり、委任者の判断能力が低下している状況にかかわらず、任意代理を続けることによって、委任者の監督がなかなかできないという状況に陥ったことによるものだと考えております。それ以降、リーガルサポートでは、契約するときに契約の内容を、立ち会いをもって、当事者間とは別にリーガルサポートがチェックする形、あるいは監督人として入って三面契約でやる。三者の契約でやるということを励行しております。

それと同時に、幾つかのポイントを出しております。

1つは、(2)以下に書いてありますように、②の、単独で任意代理を締結しない。あるいは、必ず公正証書です。③として、限定的な代理権にする。④として、必ず次の条

項を盛り込むということで、次のページへ行きますけれども、アとして、判断能力が低下した場合には、速やかに家庭裁判所へ任意後見監督人の申立てをする条項。それと同時に、申立てがされた場合には、任意代理に関する代理権は消滅するという形をとっております。（3）として、発覚した不正事案を考察しますと、まず手持ち資金、小口現金から着手して、後ほど誰も見ていない任意代理で管理している財産に着手する。その後、任意後見あるいは法定後見といった管理監督があるものに移るというケースがあります。管理監督がある者に移るときには、そこには必ず改ざんが生じております。こういったところで、最初に着手するのが任意代理というところがままありますので、ここに関して、今後、不正が発効するときの抑止に対しては、そこに注力する必要があるのではないかと考えております。」

## 7. 任意後見（つばさの運用）

つばさが、任意後見契約及び任意契約に基づき支援を開始した場合には、その運用は法定後見と全く同様に行う予定です。

担当者とSVを定め、月に1回の訪問を実施します。定期的に業務検討会を実施し支援結果を検証します。委任者には、支援結果を定期的に報告します。法人内ですが、常に第三者の目を入れ、監督・助言を行いつつ支援を透明化します。

言うまでもないことですが、任意後見契約及び任意契約は公正証書で作成します。

## 8. 任意後見（障害者権利条約）

障害者の権利に関する条約（第12条）に関して、第1回政府報告（平成28年6月）に対する国連障害者の権利に関する委員会からの裁定が、この夏には出ると言われております。特に成年後見制度には厳しい裁定が予測されておりますが、既に事前質問が外務省のホームページで公開されております。

初回の日本政府報告に関する質問事項\*

法律の前にひとしく認められる権利(第12条)

11. 以下のために講じた措置についての情報を提供願いたい。

(a) 障害者が法律の前にひとしく認められる権利を制限するいかなる法律も撤廃すること。また、民法の改正によるものを含め法的枠組み及び実践を本条約に沿ったものとする。事実上の後見制度を廃止すること。また、代替意思決定を支援付き意思決定に変えること。

(b) 法的能力の行使に当たって障害者が必要とする支援を障害者に提供すること。

(c) 全ての障害者が法律の前にひとしく認められる権利及び意思決定のための支援を受ける権利について意識の向上を図ること。特に、障害者とその家族、司法の専門家、政策立案者及び障害者のためあるいは障害者と共に行動するサービス提供者を対象とするもの。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000546852.pdf>

## 9. 任意後見(20周年)

2000年4月にスタートした新しい成年後見制度は、この4月で20周年を迎えようとしていますが、いち早く(公社)成年後見センター・リーガルサポートでは、3月19日に「成年後見制度の未来」～任意後見制度の利用促進と民事信託～と銘打った講演会を予定しています。その案内には次のように明記されていました。

任意後見制度は、判断能力の低下した本人の権利を擁護する制度のなかでは最も本人の自己決定を具現化することができる制度として、法定後見制度とともに創設されました。

制度発足時は、法定後見制度と任意後見制度の関係は自己決定尊重の理念から、自ら契約で定めた本人の意思を尊重して、原則として任意後見制度を優先することとされ、家庭裁判所が本人の利益のために特に必要があると認めるときは、例外的に法定後見が開始されることとされています。

この意味で、成年後見制度の中心は、民法の法定後見制度から、任意後見契約法に基づく任意後見制度に移ったと理念的・法制的に考えることになると言われていましたが、その利用は低調なものになっています。

国連障害者権利委員会が2014年4月に採択した「一般的意見第1号」からは、日本の法定後見制度に対し同委員会から厳しい意見が寄せられることが予想されており、そのような意味からも、本人意思が最も尊重される任意後見制度の利用を促進することが重要です。

そこで、このシンポジウムでは、日本の任意後見制度の現状と課題を確認するとともに、利用件数の多い諸外国の任意後見類似制度と比較し、民事信託等の他の制度の検討をあわせて行います。その上で、「利用しやすい任意後見制度」とするための広報・相談機能の在るべき姿、「信頼ある任意後見制度」とするために地域連携ネットワークの構築など第三者の視点を入れることによる適正な任意後見契約の発効、さらに「自らの意思で選ぶ財産管理・身上保護」のために任意後見制度と民事信託がそれぞれに果たす役割についても提言することを目的としています。

この方向性については、まったく同感です。

## 10. 任意後見(これからの成年後見制度)

2000年にスタートした新しい成年後見制度は、この20年間の運用結果を見ると、結局旧制度の財産管理の制度を脱することが出来ず、さらには本人の意思を尊重するために設けたはずの補助類型や任意後見制度は全く機能しなかったと言っても過言ではありません。しかし、国の成年後見制度利用促進基本計画では、身上保護の重視や保佐・補助類型及び任意後見制度の利用促進が掲げられています。最高裁家庭局もそれに向けての各種の改革案を打ち出しています。

雑誌「実践 成年後見」の次号の特集は、「任意後見実務の工夫」です。「利用しやすい任意後見制度」「信頼ある任意後見制度」を目指して、私たちも遅ればせながら、日々研鑽しながら任意後見にも取り組みたいと肝に銘じています。